

平成29年度 第5回豊能町教育委員会会議（8月定例会）会議録

日 時： 平成29年8月24日（木）午前10時～

場 所： 豊能町役場（2階）大会議室

出席者： 教育長 新谷 芳宏
教育委員 太田 佳子（教育長職務代理）
教育委員 岸本 恵子
教育委員 川村 新
教育委員 宮崎 純光
事務局： 教育次長 南 正好
教育支援課長 小田 恵美子
生涯学習課課長 小嶋 均
教育支援課子ども支援室長 川西 弥生
教育総務課主査 高田 浩史

傍聴者： 1名

会議次第

1. 議長（教育長）あいさつ
2. 議 事
 - 審議事項
 - ・第11号議案 「豊能町いじめ防止基本方針」の策定について
 - 各課・室の報告

開会 午前10時00分

1. 議長（教育長）あいさつ

議 長： 本日の出席者は5名である。過半数に達しているので、只今から8月の定例会を開会する。会議録署名人を太田教育長職務代理に願います。

2. 議 事

議 長： 本日は、審議事項1件を議題とする。第11号議案「豊能町いじめ防止基本方針」の制定について、事務局より提案説明を求める。

事務局： 第11号議案について説明する。平成29年3月に文部科学省から示された改定「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、「豊能町いじめ防止基本方針」を定めるものである。提案理由としては、平成25年6月公布いじめ防止対策推進法第

12条「地方公共団体はいじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする」に基づき、方針を定めるため、審議頂きたい。重ねて、本町で重大事態が発生した場合の豊能町学校問題調査対策委員会等の設置についても審議頂きたい。

議長： 基本的なところの認識で意見はないか。なければ、引き続き、基本方針案の内容についての具体的な説明を求める。

事務局： 国はいじめ防止対策推進法を制定し、平成29年に「いじめ防止等のための基本的な方針」が一部改定された。また、同時期に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」も設けられた。いじめ防止対策推進法が公布された平成25年10月に、既に文部科学大臣より「いじめの防止等のための基本的な方針」は出されていたが、それ以降も発生した残念ないじめ事案事象を受けて、再度、文部科学省で確認し改定された。

変更箇所としては、「重大事態が起こった場合の対処の方法」そして、「いじめの認知について」。いじめをいち早く認知するため、各自治体、学校で素早く行う。また、疑いを持った場合は共有すること。具体的には、過去の事例でもあったが、担任教員が気付いていたが学校内で共有できなかったため重大事態に至ったことがある。その可能性もあるため、改定された方針には教員の義務であると規定されている。実際に裁判で、それらが共有されていなかったことを書かれているケースもある。本町でも改定された部分を中心に、「いじめ防止基本方針」を策定した。ただし、基本は文部科学省の出しているものであり、大阪府も同じものを出している。それらをベースにしなが、本町の実態に合わせて、活用しやすいように簡潔に作成した。後半には学校におけるいじめの対応の概念図と、重大事態が起こった場合のフロー図としての豊能町全体の図である。従来の、町としての調査機関では、学校が基本的に調査をすることになっている。ただ、学校の調査だけではおぼつかない場合や専門性が必要な場合もある。このため、教育委員会の附属機関として、豊能町学校問題調査対策委員会を設置し、福祉分野からスクールソーシャルワーカー、心理分野からスクールカウンセラー、法律分野からスクールロイヤーが参加し対応に当たって頂く。調査のみならず教育委員会の支援をして頂く。また、支援専門家派遣にも備えて頂くことを考えている。

いじめが起こらないに越したことはないが、いじめを未然に防ぐため、方針を立てた。

議長： 文部科学省並びに大阪府の基本方針を踏まえて本町の案を示した。この中身について審議をお願いしたい。まず、個別の点で疑問点等はないか。

委員： 1ページのいじめの定義について、「児童等」との表現があるが、幼稚園保育所のことを考えてのことか。法律では小中学校のことを指しているのではないか。豊能

町としても、小学校、中学校のこととして考えれば良いか。

事務局： 文部科学省の管轄をしている中での表現で、国からの表現も児童等となっている。管轄のことも含めて、幼稚園児や小学校児童、中学校生徒を含めて児童等となっていると理解している。豊能町においては、町立の就学前の幼稚園がある。義務教育と就学前は異なるが、基本方針であるため、子どもの事務に係ることを同じにする。調査対策委員会の働きの一つとしては小中学校だけではなく就学前の相談にも応じることとして考えている。

議長： 他にないか。

委員： 直接この方針についてではないが、学校で起こることだけではなく先日の研修でも話があったが、認知について一定の人的関係が広がっている。就学前や小学校の子ども達は地域のスポーツクラブで過ごす時間が多い。スポーツクラブの人間関係が、学校の人間関係に影響を及ぼすことが気になっている。今後、この方針ができた後に、塾も含めて、地域のスポーツクラブの指導者にこれらのことを認識して頂ける機会、代表者が集まる機会等があるのかどうかについて聞かせて欲しい。

議長： 集まる機会があるのかどうかについて、答えを求める。

事務局： 地域の方は、様々な活動で子どもたちを指導されている。学校施設を使う全ての団体の方には年 2 回の会議で、学校からの注意事項、時間の割り当て、学校行事等の連絡をしている。その中で、教育委員会からのお願いや注意事項を説明している。学校施設を使う団体には、その場で伝えることが可能である。

事務局： 基本方針が承認された場合には、ホームページ等で周知するとともに各学校にも校長会を通じて通知する。いじめ防止対策のため、この方針に基づき実施していくことを指示していく。また、地域の専門家やボランティア等を介して働きかけ、周知していく必要があると考えている。

委員： この基本方針に則ることは問題ないと考えている。昔からいじめは問題視されているがなくなっていない。5 ページの早期発見の項目について、学校が信頼関係を構築しても、恐らく言わないということはあり得る。本人がいじめられていることを自覚する、周りが本人にわかるようにしてあげることが必要ではないか。先日の三木弁護士の研修では、身近な生々しい事例について示されていた。そのような具体的な事例を子どもたちに直接伝えることが必要ではないか。自分がそのケースに合致することで自覚することもあるかもしれない。過剰な自覚もあるかもしれないが、このあたりのこともオープンにして良い。方針については問題ないが、指導のうえで、研修の内容も盛り込んでいければ良いのではないかと思う。

事務局： 委員のご意見のとおり、いじめ問題は人権問題である。各学校でも人権教育の視点から取り組んできたことである。国の基本方針でもあるように、自分のこととして捉えていくこと、意識を育てることが教育活動の中で大切であると考えている。同時に担任だけではなく複数の教員で関わり、子どもとの信頼関係の濃度に頼らずに、客観的に見ていじめを認知していくことが大切である。教員側のアンテナを磨くことと、子どもへの取り組みの両方を進めていきたい。

委員： いじめをする方は、意識があるかどうかはわからないが見えないところである。例えば、カメラの映像で見て客観的に判断するというのは良いと思う。先生の見える範囲であれば確実にわかるし、今までも対策ができていくように思うが、見えないところで起こっていることに対して手を入れていくことが大事ではないか。そこを明らかにしていくことが大事であると考えているが具体的には難しい。

委員： 学校のいじめ防止等対策委員会がうまく機能しないと、先生の大変さばかりが増し、会議が増えているのに実態が掴めず、進まないということになる。学校でも考えていると思うが、大きな事例は学校全体の対策会議をしなければならないが、フットワーク良く数人で事実確認をすることも必要である。学校が小規模校化しているので、対策委員会ばかり持とうとすると先生方の負担感ばかりが増えて、そこまですなければならないのなら…と、個人で抱え込んだりしてしまう。そうではなく、小規模でもできる各学校での工夫について情報交流ができれば、負担感もなくできるのではないかと。特に小学校は人数が少なくなっているため、個人で抱え込んで悪循環に陥っていることも見うけられる。ぜひ、校長を中心にやって頂きたい。

事務局： ご指摘のとおり、会議で形だけが先行して実が伴わなければ本末転倒である。方針はあくまでもこれまでやってきたことを整理して共有化し、提示しているものである。校長会でも先程の委員のご意見を伝えていきたい。

教育支援課では、数年前から学校等支援員派遣制度を作っており、いじめの未然防止のために活用している。教員とは違う視点で、実際に子どもの支援だけではなく、対策委員会の支援も行っている。今後も、対策に対する支援も意識付けをしていきたいと考えている。

委員： いじめ防止基本方針については大変わかりやすく簡潔にまとめて頂いたと思う。今まで全国的にもいろいろな事件があったので、これらをうまく活用して欲しい。最後のページのフロー図について説明を願う。

事務局： フロー図をご覧頂きたい。重大事態が起こった場合の動きを示したものである。まず、当該学校のいじめ防止等対策委員会が調査組織を作り、専門家を入れて調査を行う。学校で実態調査を行うが、いろいろなケースがあり学校外で起こることもある。その場合に教育委員会で調査報告を受け、あるいは要請を受けて、不十分だと判断した場合には、豊能町学校問題調査対策委員会から、前段として、支援や専

門家の派遣ということはあるが、それでもきちんと調査を徹底しなければならない状態になった時に調査対策委員会で調査を行う。それが調査2となる。一定調査をした場合は、町部局に調査報告をする。当然、その前に、学校から事象が起こったことは報告する。調査の報告も行う。調査の報告を受けて、町部局で再調査が必要かどうかの判断をする。客観性を持つため、教育委員会と離れた町部局で判断を行う。再調査が必要であるとの判断がされれば、以前から設置している豊能町いじめに関する調査委員会で、教育委員会との別の附属機関で再調査を行うことになっている。

議長： 1. 基本理念、2. いじめの定義については国及び府の基本的な考え方と同様であるとの認識である。3. 町が実施する事項、4. 学校が実施する事項、5. 重大事態への対処、この点について、何か質問はないか。これらについては、学校の意見を聴き、不具合が出た場合は修正してより良いものにしていくことにしている。見てわかりやすいものを作ろうとしてきたところである。

私からの質問として、豊能町学校問題調査対策委員会の委員が5名程度と書いてあるが、現時点で委員として考えている方はいるのか。

事務局： 福祉分野からソーシャルワーカー、心理分野から臨床心理士、弁護士、教育分野から教育専門主事、警察関係からスクールサポーターの5名を考えている。

議長： 今日の承認が得られれば、早速その方々に依頼するのか。

事務局： そのように考えている。

議長： それでは質疑を終結して良いか。採決を行う。只今提案のあった第11号議案について、賛成の方の挙手を求める。

議長： 挙手全員である。よって、第11号議案は可決された。

議長： 次に各課からの報告に移る。

事務局：(教育総務課)

- ・8月17日実施 大阪府町村教育委員会連絡協議会夏季研修会の報告
- ・「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告について」の公表予定について

(教育支援課)

- ・夏季教職員研修について
- ・平成29年度保幼小中一貫教育推進計画の進捗状況について
- ・平成29年度全国学力学習状況調査の結果概要について

(子ども支援室)

- ・中学生の赤ちゃん触れ合い体験の実施結果について
- ・8月19日 育児の日の実施結果について

(生涯学習課)

- ・8月27日 夏休み親子ふれあいコンサートの申し込み状況について
- ・9月18日 家族と楽しむ落語の世界の実施予定について

議長： 以上の報告について、質問はないか。

委員： 先程の報告への質問ではないが、光風台小学校のプールの塩素濃度が遊泳不可の基準ぎりぎりまで心配だとの話を聞いたがどうなっているのか、状況を聞きたい。

事務局： ご心配をお掛けして申し訳ない。光風台小学校のプールが水漏れをしていることは事実であるがどこから漏れているのか判明していない。水質については、塩素を混ぜる機械に水を通すと水が減る状況になっており、遊泳のために錠剤の塩素で対応し、水位と塩素濃度とも問題のない状況で今年度の授業を終えている。原因がわからない状況ではあるが、何とか今年度中には対処できるよう鋭意努力しているところである。

議長： 報告は以上である。これで本日の日程は終了した。

9月の教育委員会会議は、9月28日（木）午後2時00分開催予定とする。

10月の教育委員会会議は、10月23日（月）午前9時30分開催予定とする。

以上で、教育委員会会議8月定例会を閉会する。

閉会 午前10時55分